

令和 8 (2026) 年度 栃木県観光情報商談会運営等業務委託公募型プロポーザルに係る質問内容及び回答について

No.	質問内容	回答
1	(2) 観光説明会 観光説明会にて利用する資料の作成は、本事業に含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	資料の作成も事業内容に含まれます。
2	(3) ウ観光PRブース<委託費の中からセラー等に対して特産品の提供依頼を行い収集すること。>とありますが、委託費の中で、セラーから特産品を購入するという理解となりますでしょうか？また、その場合、費用はいくら程度を見込む必要があるか、ご教示下さい。もしくは、提供依頼という行為を委託費内で行うものとして、あくまでも特産品の提供は、セラー側に無償でご協力を仰ぐという形でしょうか。	委託料の中でセラーから購入することを想定しておりますが、参加希望の状況によって、購入先はセラーのみに限りません。費用は観光PRブース1箇所当たり3~5,000円を想定しておりますが、この限りではありません。また、セラーから無償で提供があった場合、妨げることはしません。
3	(4) 栃木県参加者控室の設営 アとイは同一会場でもよろしいでしょうか。	同部屋になることは避けてください。
4	(7) 栃木県観光素材集の作成 素材はある程度、県や自治体、とちぎ旅ネットからご提供いただけるものをベースに作成する形で問題ないでしょうか。撮影とありますが、何か所程度、新規での撮影を見込む必要がありますか？新規撮影が多い場合、委託費の中で納まらない可能性がある為、基本的にはご提供いただく素材での作成を前提に考えております。	新規での撮影を必須とはしておりませんので、提供素材のみでの作成でも問題ありません。その際、3(7)イ(ウ)により、甲及び栃木県による写真の二次利用について記載しておりますので、御留意ください。
5	(7) 栃木県観光素材集の作成 昨年度の素材や紙面情報等は、加工可能な形式でご提供いただくことは可能でしょうか。	一部素材については提供可能です。
6	(7) 栃木県観光素材集の作成 紙の厚さの目安があれば、表紙・中ページそれぞれご明示いただけますと幸いです。	規定はありませんが、令和 7 (2025) 年度はコート紙110kgで制作しております。
7	(7) 栃木県観光素材集の作成 掲載コンテンツ数は2025年度ベースと考えてよろしいでしょうか。	概ね同様ですが、3(7)イ(ウ)により、“団体昼食が取れる飲食店”は20スポット以上提案することとしておりますので、御留意ください。